

令和2年国勢調査の調査員を募集します

申問 人事法制課法制係(本館2階) ☎72-2111

1

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、人口や世帯の実態を知る重要な統計調査で、調査結果は地方交付税額算定や地域振興の施策に活用されます。小郡市では、約400の調査区を設定しており、約250人の調査員が必要です。調査員説明会で仕事内容を詳しく説明しますので、未経験の人も安心してご応募ください。

募集要件 次の全ての要件に該当する人

- ・20歳以上の人
- ・担当調査区を巡回し、責任をもって調査票の配布・説明・回収ができる人
- ・調査で知り得た秘密を守ることができる人
- ・税務、警察、選挙事務などと直接関係のない人
- ・暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない人

任命期間 8月27日(木)～10月26日(月)

調査員の仕事

調査員説明会への出席、担当調査区の把握、世帯を訪問して調査票を配布、調査票の回収、調査書類の提出



報酬 1 調査区：38,000円程度

2 調査区：72,000円程度

※報酬は調査終了後、国の基準に基づき支払います

※担当する調査区数・世帯数などに応じて金額が異なります

申込方法 窓口申請書を持参

※申請書は窓口・市ホームページ(ホーム▶市政情報▶統計▶2020年国勢調査)で取得できます

申込締切 6月末(予定)

「小郡市暮らしの便利帳」を配布します

問 秘書広報課秘書広報係 ☎72-2111

2

市は、市役所での手続などの行政情報や、観光・イベントなどの地域情報をまとめた「小郡市暮らしの便利帳」を発行しています。

今回、改訂版を作成し、全戸配布します。身近な情報源としてご活用ください。

- ・暮らしの便利帳は、官民協働事業として、株式会社サイネックスと協働で発行しています。発行・配布にかかる経費は、市内外の多くの企業や団体からご協力いただき、冊子に掲載する広告収入で賄われています
- ・2月末までに株式会社サイネックスが市内全世帯に配布します
- ※配布時期は地域ごとに異なります
- ・パソコンやスマートフォンから利用できる便利な電子書籍版は、市ホームページ(ホーム▶暮らし▶暮らし・生活・相談▶暮らしの便利帳)で3月から閲覧できます



各計画案への意見を募集します

第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

提出 問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 F73-4466 〒838-0198 小郡市小郡255-1
✉ kikaku@city.ogori.lg.jp

第1期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度で最終年度を迎えるため、市は、新たに今後5年間(令和2～6年度)の基本的方向や施策をまとめた「第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。この総合戦略策定に向けて、皆さんの意見を募集します。

提出期間	2月3日(月)～25日(火)
意見を提出できる人	次のいずれかに該当する人 ・市内に在住または通勤、通学している人 ・市内に事業所を有する法人、その他の団体
閲覧・意見用紙設置場所	経営戦略課窓口、生涯学習センター、校区コミュニティセンター、あすてらす、市ホームページ(ホーム▶市政情報▶計画・行革・広域行政▶その他の計画▶まち・ひと・しごと創生総合戦略)
提出方法	経営戦略課窓口に持参・郵送・ファクス・Eメール
注意事項	提出された意見に対して、個別に回答はしません。意見の概要とそれに対する市の考え方を、個人情報に配慮したうえで、市ホームページに掲載します。また、提出された意見は返却しません。

第4次小郡市子ども読書活動推進計画(案)

提出 問 図書館 ☎72-4319 F72-3501

市は、子どもの読書環境を整備し、読書活動を支援するため、平成17年に「小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、5年ごとに計画を見直しています。継続して活動を行う指針として、新に第4次計画(案)を作成しました。この計画(案)について、市民の皆さんの意見を募集します。

提出期間	2月10日(月)～3月1日(日)
意見を提出できる人	次のいずれかに該当する人 ・市内に在住または通勤、通学している人 ・市内に事業所を有する法人、その他の団体
閲覧・意見用紙設置場所	市立図書館、教務課(市役所西別館3階)、あすてらす、校区コミュニティセンター、図書館ホームページ
提出方法	市立図書館カウンターに持参・ファクス
注意事項	提出された意見に対して、個別に回答はしません。意見の概要とそれに対する市の考え方を、個人情報に配慮したうえで、図書館ホームページに掲載します。また、提出された意見は返却しません。

意見をお聞かせください!



小郡市男女共同参画社会推進審議会委員を募集します

申 問 秘書広報課男女共同参画推進室(本館2階) ☎72-2111 ☒73-4466 〒838-0198 小郡市小郡255-1
✉ danjokyodo@city.ogori.lg.jp

市の男女共同参画推進に市民の皆さんの幅広い意見を反映させるため、小郡市男女共同参画推進条例に基づく審議会の委員を公募します。

応募資格 次の全ての要件に該当する人

- ・男女共同参画社会の形成について意欲と関心がある人
- ・本市に居住している満20歳以上の人(令和2年4月1日現在)
- ・国や地方公共団体の議員、または本市の常勤職員でない人
- ・本市の附属機関などの委員を3機関以上兼ねていない人
- ・平日に開催する審議会に出席可能な人

任期 2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)

募集人数 2人

活動内容 小郡市男女共同参画社会推進審議会へ出席(年1回程度)し、第2次小郡市男女共同参画計画に基づき実施する施策の年次報告書や、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について意見を述べていただきます。

報酬 1回出席につき4,700円

応募方法 ①住所②氏名③年齢④性別⑤職業⑥電話番号⑦応募理由を明記し、テーマ「男女共同参画推進についての私の考え」による小論文(400～800字程度)を作成のうえ、窓口持参・ファクス・郵送・Eメールで提出
※提出書類は小郡市に帰属し、返却しません

募集締切 2月28日(金)午後5時必着

選考方法 書類選考

※結果は、応募者全員に郵送で通知します

合計所得金額1,000万円を超える 納税義務者の同一生計配偶者の人へ

問 税務課市民税係 ☎72-2111

平成29年度税制改正により、令和元年度から、納税義務者は自身の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を適用できなくなりました。

当該納税義務者と生計を一とする配偶者は、市・県民税の申告が必要となる場合があります。申告を行わないと、同一生計配偶者の収入状況が市では把握できないため、所得課税(非課税)証明書などの交付が受けられないなど、行政サービスに影響が生じる場合がありますので、申告をお願いします。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する場合は、申告の必要がありません。

- ①合計所得金額1,000万円を超える納税義務者が、確定申告で同一生計配偶者を申告している
- ②同一生計配偶者の方が確定申告をしている
- ③同一生計配偶者に給与収入があり、給与支払者から市に給与支払報告書の提出がされている
- ④同一生計配偶者に年金収入があり、公的年金等支払者(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)から市に公的年金等支払報告書が提出されている

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人です

